



梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第45号
2022年 夏号

▶ 巻頭言	大森 剛	2
▶ きずな基金創設 10 年を迎えて	山田 庸男	3
▶ 新人紹介	辻 映穂	4
▶ 近況報告		
長女の成長から感じること。	越知 寛子	6
移籍から約2年を経て	柴田 大樹	6
Instagramを始めました	杉野 龍太	7
▶ グローバル化に対応する		
国際家事事件について	三好 吉安	8
外国人の技能実習制度について	日下部太一	9
GDPRへの対応	松久 僚成	10
企業買収契約と新型コロナ～LVMHとティファニー～	河合 順子	11
海外企業との取引の注意点	渡部真樹子	12
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	13
▶ 改正法コーナー		
成年年齢が引き下げになりました ～20歳から18歳～	松嶋 依子	14
令和2年度及び令和3年度の個人情報保護法の改正	久井 大輝	15
公益通報者保護法が改正されました ～改正法において事業者求められること～	氏家真紀子	16
令和3年民法等改正について	才木 晴幹	17
▶ 独禁コーナー	戀田 剛	18
▶ 知財コーナー	犬飼 一博	20
▶ 近時の判例紹介	有本 喜英	22
▶ 健康一口メモ	小杉 圭右	24

暑中お見舞い申し上げます

世界中で猛威を振るった新型コロナウイルスも国内では勢いを失いつつあり、われわれの生活もようやく従来の状態に戻ろうとしています。

しかし、この3年間の新型コロナウイルス感染拡大の影響がわが国の経済に与えた打撃と市民生活への影響は深刻であり、回復には相当の時間を要すると思われる。

先の冬には北京で冬季オリンピックが行われました。日本は過去最多の18個のメダルを獲得し、われわれも選手たちの奮闘に大いに勇気づけられました。

ところが、皮肉にも、平和の祭典であるオリンピックが終わった瞬間を見計らっていたかのように、突如として力によるロシアのウクライナ侵攻がはじまりました。

冷戦が終結し、ソビエト崩壊の際に独立したウクライナにおいては、親ロシア派と親欧米派が激しく対立してきました。2004年にオレンジ革命が起き、市場経済システムの確立、NATO加盟協議の加速を唱える親欧米派の政権が誕生しましたが、次の大統領選挙では親ロシア派が返り咲き、欧米との非同盟を打ち出しました。その親ロシア

派政権もEUとの政治・貿易協定見送りを契機とする大規模な反政府デモにより崩壊し、これに猛反発したロシアは、クリミア半島とウクライナ東部に侵攻して強引に併合しました。その後はNATO加盟を目指す親欧米派政権が現在まで続いています。ロシアは、ソビエト崩壊後、かつての東側諸国が次々とNATOに加盟していったことに安全保障上の懸念を持っていた。ロシアと国境を接しているウクライナは、ロシアにとってNATOに対する最後の防波堤であり、ウクライナのNATO加盟が現実味を帯びるなか、侵攻に踏み切ったものと思われます。また、プーチン大統領は従来からロシア人とウクライナ人は同一民族であると主張しており、ウクライナ併合により、かつての大国への回帰を目論んでいるとも評されています。始まりかけたかに見えた両国の停戦交渉においても、ウクライナはロシア軍の即時撤退を求め、ロシアはウクライナの非軍事化とNATOに加盟しないことを求めています。交渉、自国、再開の見通しはたつておらず、暗礁に乗り上げています。

この侵攻では、国連の協定に反して軍施設のみならず、一般の住居なども攻撃され、罪のない一般市民の命が奪われ

ています。侵攻の理由いかんにかかわらず、主権を有する他国に対し、外交手段によることなく、軍事力行使して自国の論理を押し付けるような方法は到底許されるものではありません。

この侵攻に対して、欧米諸国は、ロシアとの全面対決を避けるためか、直接の軍事介入は行わず、ウクライナに対し、兵器の提供など間接的な支援を行うにとどまっています。ロシアに対する経済制裁は行われているものの、即効性はなく、事態は長期化の様相を呈しています。国連総会においてもロシアの非難決議が採択されましたが、これには法的拘束力はなく、安全保障理事会におけるロシア軍の即時撤退の決議案は、拒否権を持つロシアが当然のことながら反対し、否決されました。国連には国際平和の維持という役割が期待されていますが、安保理常任理事国である大国の暴走に対しては無力であるという弱さが露呈したといえるでしょう。今こそ、日本でも自国の防衛力の増強を議論する前に、唯一の被爆国として、国際協調を基軸にした国連の機能強化のための提言と活動をするべきと強く思います。

この問題は遠く離れた地の話として片づけることはできません。ロシアと



代表社員弁護士
大 森 剛

同じく安保理常任理事国である中国による台湾への軍事侵攻が懸念されており、最近来日したアメリカのバイデン大統領が、台湾有事の際には軍事介入を行うと発言するなど、われわれの身近でも国際緊張が高まっています。ウクライナの轍を踏むことなく、紛争の泥沼化を回避して国際調和を図るためにはどのような国際的な仕組みが必要か、そしてわれわれ日本がどのような役割を果たすべきか、われわれも国際社会の一員として、真剣に考える必要があるように思います。

今回本誌では、当事務所海外関係を取り扱っている弁護士が、「グローバル化に対応する」というテーマで、海外とのつながりについての特集を組んでいます。われわれの生活も企業活動もグローバル化が進み、法律の世界でも海外とのつながりを意識することが不可欠になってきていますが、海外とのつながりを考える際には、常に自らが国際社会の一員であるとの自覚を持ち、自国の論理のみで物事を考えないという姿勢が大事だとあらためて思います。

きずな基金創設10年を迎えて



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金
代表理事
山 田 庸 男

大学生、そして保護者の皆さんなどを招待して記念祝賀会を開催する予定です。きずな基金は、これからも着実に歩みが続けたいと思います。

がり、この戦争によって世界の7億人が飢餓、飢え死にするのではないかと推測されています。ここでも、深刻な被害を受けるのは貧困層で社会的弱者です。深刻な経済格差はもちろぬ教育格差や地域格差が一層拡大し、人間の尊厳を損ない、かつ固定化し連鎖します。悲しいことです。が、まだまだ本基金の活動の必要性がなくなることはないようです。

昨年度は、コロナ禍が収まらず、交流会と年末の餅つき大会の開催にとどまりましたが、創設10年を機に、これからは次世代にも持続可能な体制を整えたいと考えています。まずは、当事務所名の「梅ヶ枝中央」の名称を外して「〇〇きずな基金」と改名し、活動の拠点も当事務所を離れて別のビルに移転する構想をしています。さらに事務局体制を強化して、活動の独立性や中立性を確立し、持続性を確保したいと考え

ています。このように活動の幅を広げ、よりひとり親家庭に寄り添い支援するためには経済的基盤の強化が必要で、基本財産の運用だけでは限界があり、今後も社会の善意に頼らざるを得ません。そのためにも、継続的支援をお願いする「サポート会員」制度を構築し、法人・個人からのご寄付を積極的にお願いする予定です。

少し前に、知り合いの弁護士の依頼者が、本基金への巨額の寄付を遺言書に記載してくださいました。改めて、本基金の活動が社会に受け入れられていることを強く実感しました。

本基金では、10年のあゆみを総括しながら更なる活動の展望を開くために記念誌を発刊し、本年10月26日には、これまでの活動に関わって頂いた理事、評議員を始め関係者の皆さん、支援を受け卒業した社会人や



近況報告

長女の成長から感じること。



弁護士
越 知 覚 子

7年前、輟で出産報告をさせていただきました長女が、この春、小学生になりました。

何か習い事を…と考えていたのですが、考えた結果、「ビーバースカウト」(ボーイスカウトの低年齢版)に入隊いたしました。

私は子どもの頃からインドア派で、野外活動には全く興味もなく、ほとんど経験しないまま大人になりましたが、娘は意外と泥んこまみれで遊び、虫も平気な子どもで、スカウト活動もとても楽しんでくれています。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、スカウトの「隊」は年代で区切られているものの、各年代が一緒になって活動する機会も

多く、また、上の年代が下の年代の面倒を見るということも徹底されています。

娘には、世代や地域を超えた様々な「社会」に所属し、多様な価値観に触れてほしいと考えており、スカウト活動での世代を超えた交流の中で、社会性や協調性、他者を受け止める力などを培ってほしいと願っています。幼い頃から学校のクラス以外の「社会」に所属し多様な価値観に触れ経験をすること、深みのある人格を形成してくれたらと願ってやみません。また、娘の成長のおかげで、私が所属する「社会」も増え、新たな経験をすることができています(先日はスカウト活動のハイキングに同行したのですが、ハイキングコースが想像以上に「けもの道」で(笑)。自分の読みの甘さを恨みました)。弁護士業務においても、一つの価値観に固執していると、最適な結論を導くことは難しいと感じています。例えば、契約交渉の場面でも、依頼者の価値観や利益のみを押し付けるのではなく、相手方

の価値観や利益にも配慮し、対話を重ねることで双方にとって納得感のある契約条件で契約を締結することが可能となり、ひいては、契約締結後のトラブルや優越的地位の濫用などの法的リスクを最小限にすることができ、結果として依頼者の利益に資すると考えています。

これからも、狭い視野に捉われず、どんどん新しい経験をして、多様な価値観を理解できる柔軟性と許容性を培い、皆様から頼られる弁護士になれるよう、自己研鑽に励みたいと思います。

移籍から約2年を経て



弁護士
柴 田 大 樹

弁護士登録から4年半、当事務所に移籍してからは、早2年が経とうとしています。この2年間、

顧問先様をはじめ、依頼者の皆様や事務所内外の様々な方に支えられてきたと感じています。

私が当事務所入所後に執筆した「輟」2021年新春号の記事では、「心機一転」をテーマに自己紹介をさせていただきました。当時の自分の書いた記事を振り返ってみると、今後の抱負として、「事件処理に当たる中で、あらゆることを食欲に吸収し、学びに変えていきたい」旨が書かれています。今、改めてこの2年間の振り返ると、実に多くのことを学ばせていただいたように感じています。これからも、当時の気持ちを忘れることなく日々邁進していきたいと思っています。

現在、業務分野としては私自身幅広く様々な事件を取り扱っておりますが、その中でも会社法・金融商品取引法関係の案件に重点的に取り組んでおり、自分の中で専門分野として確立できるよう、精進しています。どの分野でも同じですが、金融商品取引法関係は特にリサーチの緻密さ・正確さが要

求される分野であると思っており、そういった意味でも力量が試されると感じています。また、当事務所での業務以外にも、プロボノ活動として、消費者保護委員会での活動及び弁護士事件(特定商取引法関係)に取り組んでいます。委員会や弁護士活動を通じて得た知識や経験が通常の業務に活用できる場面もあり、改めて弁護士という仕事の幅広さ、奥深さを感じています。

また、プライベートでは、昨年の10月に結婚式を執り行いました。入籍自体は2019年10月にしていましたが、コロナ禍の影響で入籍から2年越しの式となりました。コロナ禍ということもあり、お互いの親族のみ参加の下、挙式と小宴のみを行いました。夫婦の門出の祝福を受け、自分自身ますます頑張らねばという思いを改めて強く持った次第です。

来年には弁護士登録から丸5年を迎えます。一つの大きな節目を迎えるにあたり、自分の課題と向

き合い、更に成長していきたいと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

インスタグラムを始めました



弁護士
杉 野 龍 太

私は、幼い頃から、趣味で動物、恐竜、妖怪等のフィギュアを収集しています。コレクションは、自室のディスプレイケースに並べており、たまに取り出して眺めては元の場所に戻す、ということを繰り返しています。

今年に入って、漠然と何か新しいことを始めたいと考えていた私は、密かにインスタグラムを始め、フィギュアの紹介記事を投稿し始めました。休日の空いた時間に細々と投稿しているため、フォロワー数こそまだ少ないですが、いずれ

フィギュア界の有名アカウントになる、と小さな野望を抱いています。これまで私の周囲に、同じ趣味を共有できる知人等はいなかったのですが、インスタグラムに記事を投稿すると、同じ趣味・感性を持った人々が、世界中から「いいね!」やコメントを送ってくれます。これまでもあまり理解されることのなかった私の趣味を、これほど多くの人が肯定してくれるのかと思うと、満たされた気持ちになると同時に、自分の居場所が一つ増えたような感覚を覚えました。

ふと、私の恩師がよく言っていた、「自分の中になるべく多くの世界を持ちなさい。」という言葉思い出しました。たとえばどこか一つの世界で上手くいかないことがあったとしても、別に世界(居場所)を持つていけば、その世界で自分を肯定し、保っていられる。ストレスの多い現代社会を前向きに生き抜くために、とても重要な考え方だと思っています。子どもの頃は、自分を取り巻く全てのものが新鮮

で、好奇心の向くまま様々なコミュニケーションに飛び込み、世界を広げていたような気がしますが、大人になつて、いつしかその感覚を忘れていたように思います。自分を新鮮に保ち、自己肯定感を絶やさず持てるように、これから積極的に新しい挑戦をしていきたいと、決意を新たにしました。この決意の証として、まずはインスタグラムの投稿を継続して頑張りたいと思います。

最後に、もし私のインスタグラムにご興味をお持ちの方がいらつしゃいましたら、アカウントをお知らせいたしますので、是非お気軽にお声掛けください。

グローバル化に対応する

国際家事事件について



弁護士
三好 吉安

出入国在留管理庁の統計によると、2020年6月における中長期の在留外国人の数は約290万人で、コロナ禍の影響で若干は減ったものの、それでも今や、日本の全人口の2パーセント以上を占めています。日本で中長期にわたり滞在している外国人の離婚、相続等の家事事件を解決するにあたり、どのような点に留意しなければならないでしょうか。日本の家庭裁判所で解決することが多いですが、その場合に適用される法律は必ずしも日本の法律ではありません。

1 どの国の法律を適用されるか（適用法）

どの国の法律で解決するかは、「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」といいます。）という法律が決めています。

通則法は、離婚の効力について、夫婦の国籍が同一であるときは、その国の法律によるとか、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、日本法によるなどと定めています。例えば、日本にいる日本人妻が、米国人夫に対し、離婚を求める訴

訟を提起する場合、日本の裁判所では、日本の民法で判断され、中国人同士の場合は、ともに日本に住んでいる場合、日本の裁判所でも、中国の法律で裁くことになります。

また、いわゆる在日コリアンの方々は、生まれたときから日本に住んでいるという方も多いですが、通則法では、「相続は被相続人の法による。」と定められています。そのため、例えば、韓国籍の父親が亡くなったときの相続には、原則、韓国法が適用されます。ただ、その韓国の国際私法は、遺言において、自分の相続に適用される法律について、明示的に、自分の常居所がある国の法を指定しているときには、その国の法律によると定めているため、韓国籍の方でも、遺言に、「この遺言による相続には、日本法が適用される」と明記しておけば、遺言による相続につき、日本法が適用されることになります。これは、日本の法律が外国法によると定めていても、その外国法が、日本法によるべきと規定しているときには、原則、日本法を適用すると、通則法が定めているためです（これを「反致」といいます）。

2 どの裁判所で紛争解決をするか（管轄）

外国人が関係する家事事件では、どの国の法律が適用されるかという問題に加え、どの国の裁判所で裁判をしなければならないのかという国際管轄の問題も気にしなければなりません。国際管轄については、被告が手続に参加する権利を保護するため、原則、被告の常居所地の国で裁判を起こさなければならぬという国際ルールがあり、日本の法律でもそうなっていますが、被告が行方不明であるときなど、

技能実習制度は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）により定められており、1年（技能の修得段階）、2～3年（技能の習熟段階）、4～5年目（技能の熟達段階）のそれぞれで技能実習1号、2号、3号と呼ばれる在留資格が一定の要件のもと付与され、この最大5年の実習期間に行われる人材育成を通じて開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転が予定されています。

日本の企業が技能実習生を受け入れるにあたっては、2つの方法があります。

1つ目は、日本の企業が自身の海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れるという方法（企業単独型）です。もともと、企業単独型は、自社が直接海外とのコネクションを有している必要があることから、一般的には次にご説明する団体管理型と呼ばれる方法が使用されています。

団体管理型とは、日本の企業が管理団体と呼ばれる団体から技能実習生との雇用関係の成立のあっせんを受けて技能実習生を受け入れるという方法です。この管理団体は、国からの許可を得て雇用関係の成立のあっせんを行うとともに、技能実習が適切に行われているかについて管理（管理業務）を行う団体です。もともと、日本に存在する管理団体が直接、技能実習生を送り出す国で技能実習生を探すというのではなく、実際には技能実習生を送り出す国にある送出機関と呼ばれる機関に依頼のうえ、送出機関が技能実習生となることを希望する外国人を募集し選考することになります。この団体管理型は、実習生―送り出し国の送出機関―日本の管理団体―受入企業、の4者が関与することになり、複雑な関係となっています。

また、技能実習法は、国の許可を得た管理団体に

よる適切な管理により「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進する」ことを目的として制定されています（技能実習法1条）。

しかし、実際には技能実習生の保護が十分に図れておらず、技能実習法の目的が果たされていないという問題点があると指摘されています。

まず、送出機関については日本に存在する機関ではなく、許可制が採られている管理団体のように技能実習法による直接の規制を受けるわけではないため、日本に行きたいと希望する実習生候補者やその家族から実態に見合わない多額の金銭を搾取するということがあるようです。

また、管理団体のように許可を得ていないブローカーが実際の管理業務を行っており、管理団体による適切な管理が実際にはなされていないこともあるようです。以前、受入企業から管理を行う団体との間の契約書レビューの依頼を受けて確認したことがありますが、許可を得た管理団体ではなかったというところもありました。

さらに、受入企業は技能実習生と雇用契約を締結するため、当然に労働基準法、労働安全衛生その他の労働に関する法令が適用されるにも関わらず、実際には労働に関する法令を無視した待遇となっていることもあります。技能実習生としては、受入企業とトラブルが生じたとしても、日本において訴訟活動などをすることは現実的に難しく、泣き寝入りになっているのが実態です。

その結果、技能実習生の脱走、生活困窮によって犯罪行為を引き起こされることもあります。直近でも在留期間を超えての日本国の滞在（いわゆるオーバーステイ）、さらに窃盗を行った外国人の国選弁護を担当しましたが、通訳人の方から話を聞くと、過

日本の裁判所が審理及び裁判をすることが、当事者間の衡平を図るなどのために必要であると認められるときには、日本国内で裁判を提起できます。例えば、最初に例に挙げた日本人妻が米国人夫と離婚したい場合に、米国人夫が日本から出国していて、日本にいないことは確認できているけれども、どこにいくかわからないという場合に、日本で離婚訴訟を提起できる可能性があります。

相続に関しては、日本国籍の方でも、米国、豪州、香港等、英米法系の国・地域に、預金等の財産を保有している場合、そのような財産は、日本のように、本人の遺言や相続人らの遺産分割協議書だけでは相続することができず、現地の裁判所の許可手続（プロバート）を要することが多く、その手続において、日本の公正証書の提出を求められるなど、手続に時間と労力がかかることに注意を要します。

3 まとめ

このように、国際的な家事事件には、色々な面で、通常の家事事件とは異なる難しさがありますので、お困りの際には、お気軽に当事務所にご相談ください。

外国人の技能実習制度について



弁護士
日下部 太一

技能実習制度という言葉自体は耳にしたことはあるものの、具体的にどのようなものかまでは知らないという方も多いのではないのでしょうか。

酷な環境に起因する脱走・オーバーステイ、さらに困窮によりやむなくパスポート偽造、窃盗へとつながる事件は相当数あるとのことでした。

基本理念を定める技能実習法3条では、技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならないとし、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないと定められています。これから技能実習生を受け入れようとしている又は実際に受け入れている企業においては、技能実習法の基本理念に従った技能実習の実践を意識していたなければ幸いです。

GDPRへの対応



弁護士
松久 僚成

1 GDPRとは？

GDPRとは、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）の略称であり、欧州経済領域（EEA）域内で取得した「個人データ」の「処理と移転」について定めたルールです。日本では、ところの個人情報保護法に相当しますが、異なる部分もありますので、注意が必要です。

（以下、条文番号についてはGDPRの条文番号を指しています。）

2 GDPRはどんな場合に適用される？

(1) 個人データ

GDPRは「個人データ」に関するルールですが、この「個人データ」とは、「識別された、又は識別可能な自然人に関するすべての情報」と定義されています（4条1項）。具体的には、氏名、住所、IPアドレス、cookie等が該当します。

個人情報保護法における「個人情報」と、GDPRの「個人データ」は、概ね重なりますが、IPアドレスやcookieは、個人情報保護法においては、「個人情報」ではなく「個人関連情報」に分類されるという違いがあります。

(2) 処理・移転

GDPRは、個人データの「処理」と「移転」の場合に適用されます。

「処理」とは、収集、記録、編集等、個人データに対して行われるあらゆる作業をいいます（4条2項）。

一方、「移転」に関しては、EEA域外の第三国の第三者に対してデータ閲覧を可能にする行為を指しているものと解されています（1条3項参照）。

(3) GDPRが適用される地理的範囲

GDPRは、EEA域内の企業のみが遵守すべきルールというのではなく、一定の場合には日本人であっても適用されるため、注意が必要です。本稿では特に重要なケースを紹介します。

① EEA域内の拠点の活動に関連して個人データの処理がなされる場合（3条1項）

ある個人（以下「データ主体」といいます。）から個人データの提供を受けた者（以下「管理者」といいます。）や、管理者からデータの処理を委託された者（以下「処理者」といいます。）の拠点がEEA域内にある場合、GDPRが適用されます。日本法人であっても、EEA域内に支店を設置して、当該支店で個人データの収集や処理を行う場合には、

GDPRが適用されます。

② EEA域内の個人に対する商品等の提供と関連して個人データを取得する場合（3条2項（a））

EEA域内に拠点がなくとも、例えば、フランス語のウェブサイトを開設し、代金をユーロで表示してサイト内で商品を販売する場合など、EEA域内の個人に向けて商品等を提供しているといえる場合には、その際に取得した個人データについては、GDPRが適用されます。

3 GDPRが適用されるとどうなる？

(1) 守らなければならないこと

GDPRでは、個人データは、適法、公平かつ透明性のある手段で処理されなければならないこと（公平性の原則）など、いくつかの原則が掲げられており、個人データの管理者や処理者は、これらの原則を順守しなければなりません（5条）。

さらに、管理者は、個人データ取得の際に、管理者の名称・連絡先等を通知する義務（13条）なども負っています。また、処理者は、全ての処理の記録を保存する義務などを負っています（30条2項）。

(2) データの処理の制限

GDPRの適用がある場合、原則として、データ主体の同意がある場合や、管理者が従うべき法的義務を遵守するために必要な場合など、一定の場合でなければ、個人データを処理することはできません（6条1項）。

(3) データ移転に関する制限

GDPRは、EEA域内の個人データをEEA域外に移転することを原則として違法としています。例外的にEEA域外への移転が許されるのは、十分性認定を受けた第三国への移転の場合（45条）や法定された適切な措置をとった場合（46条）に限られます。

十分性認定とは、特定の国や地域が、十分に個人

条項）と呼ばれる条項が入ります。MAEとは「重大な悪化の影響」であり、契約締結後クロージングまでの間に、対象会社の事業、財務状態、経営状態に重大な影響を及ぼす事由または事象が生じていないことを買主の履行義務の前提とする場合があります。このようなMAEが発生すると、買主は履行義務を免れることができます。

訴訟では新型コロナ蔓延がMAEにあたるのではないかとして、LVMHは契約の終了を主張しました。他方でティファニーは、誰も予測できないものでありMAEの例外（Curve out）に該当するとして争いました。

和解で終了したことから裁判所の判断は示されていませんが、デラウェア州の裁判所がMAEを認めることは非常に稀であると一般的に言われており、実際に同時期に提起されたMAEについて争う裁判はことごとくMAEが否定されています。

そこで、契約書の作成にあたっては、より具体的なMAEとなる事由を書き込むことで、買手がクロージング前に強い交渉力を持つことができ、また、MAEの例外規定を具体的に書き込むことで売手がこのような買手に対して強い対抗力を有することになることから、一般条項に留めない契約書の書き込みが必要となります。

次に、買収系契約等においては、表明保証条項として、Ordinary Course of business（OCB）を保証することが多く、OCBとは「（売主の）通常の業務」と定義されることが一般的です。

この訴訟ではティファニーが新型コロナの蔓延した後も高額な配当を行っていたことが問題となりました。ティファニー側は従前から配当を行っていたことを主張し、これについて争いました。パンドミック等が発生した場合に、なをもつて通常の業務と定義するのは非常に難しく、いずれにしても買手が契約を解除することができうる術として入れる

データ保護を講じていると欧州委員会により認められたことを指しており、日本は、2019年1月23日に十分性認定を受けました。そのため、日本国内の企業は、個人情報保護法と「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を遵守すれば、EU域内の事業者から個人データの移転を受けることが可能となります。

4 罰則

GDPRに違反した場合、一定の制裁金が課されます。違反の内容にもよりますが、制裁金の額が2000万ユーロになることもありますので、GDPRを軽視せず、適切に対応していく必要があります。

企業買収契約と新型コロナ ～LVMHとティファニー～



弁護士
河合 順子

アメリカの宝飾店といえば、ニューヨークの5番街と57丁目の角にあるティファニー（Tiffany & Co.）が浮かぶ方も多いのではないだろうか。映画『ティファニーで朝食を』でオードリー・ヘップバーンがショウウィンドウを眺めながらクロワッサンを食べた、あの店です。

2019年10月、LVMH（モエ・ヘネシー・ルイ・ヴィトン）がティファニーの買収提案をだしました。

ものであることから、これをもとに契約の帰趨を決するには、より具体的な条項（基準となる数字の記載や売手の行為の記載等）の作り込みが必要なのではないかと考えます。

以上のとおり、これを機に買収契約条項の中でも当然に盛り込まれた規定を再度見直すよい機会ではないかと思っています。

海外企業との取引の注意点



弁護士
渡部 真樹子

グローバル時代となり、海外取引の機会が飛躍的に増えています。そんな中「英語で交渉や契約書作成などできないし、代金や納期など最低限だけ決めておいて、後は、問題が起きたら話し合いで解決したらいいか。」と見積書と請書だけで海外取引をしていませんか？

日本企業と海外企業では、考え方や商習慣に大きな違いがあり、事前に想定し得るリスク、懸念点を洗い出し、それらに対応できる契約書を締結することが肝要です。

本稿では、まず一般的な注意点を挙げた上で、次に、典型的な契約を例に注意点を抜粋してご紹介します。

【一般的な注意点】

・準拠法（どの国の法令を適用させるか）
双方当事者とも、自国法の適用を主張するため、



2022年4月19日最高裁判決から

—不動産による相続税対策と財産評価基本通達 6 項—

日本経営ウィル税理士法人 税理士 座間昭男



I・相続マンションの評価の見直し

2022年4月19日、注目を集めていた最高裁判決がありました。路線価などに基づいて算定した相続マンションの評価額が実勢価格より低すぎるとして、国税当局が再評価し、追徴課税した国税当局の処分を適法とし、相続人側の敗訴が確定しました。

2009年に被相続人(90歳)が13億8700万円でマンション2棟を購入し、2012年に相続した子らが路線価をもとに約3億3000万円で評価し、相続税を「ゼロ」円(購入時の借入金と相殺)で申告をしました。その後、国税当局が相続財産を12億7300万円と再評価し、約2億4000万円の追徴課税をしたことがこの争いの発端です。

II・財産評価基本通達 6 項

今回の訴訟は国税当局が路線価によらない方法で相続税額を決められるとする規定の是非を問うものですが、国税庁の「財産評価基本通達」には、財産評価の方法が記載されており、路線価での評価が認められています。したがって、路線価評価自体は問題ないのですが、当該通達には、「算定額が著しく不適當な場合は国税当局が独自に再評価できる」という例外規定が設けられています。

—財産評価基本通達6項—
「この通達の定めによって評価することが著しく不適當と認められる財産の価格は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」

国税当局は財産評価基本通達6項(総則6項)に基づき不動産の評価額を見直しました。

財産評価基本通達6項は「伝家の宝刀」と言われ、むやみに適用されることはありません。

III・裁判所の判断

最高裁判所は、特別の事情がある場合には、路線価以外の合理的な方法で評価することが許されると指摘し、今回は相続人らが近い将来の相続で税負担を減らすものと知っていたと認定し、国税当局の主張する不動産鑑定の評価額が妥当としました。取得価格や不動産鑑定評価額と路線価評価に約4倍の乖離があったという状況で、他の納税者との間で租税負担の公平に反し

ているとして例外規定(財産評価基本通達6項)の適用を認めました。

国税当局の課税処分を適法とした判決で、行き過ぎた節税策に警鐘を鳴らしたと言えます。ただし、この例外規定を使う場合の基準が明示されたとは言えません。今後も曖昧さが残ります。

IV・財産評価基本通達 6 項の適用リスクを下げるには？

不動産を用いた過度な節税を国税当局はかねてから問題視してきました。「租税負担の公平性から看過しがたい場合は財産評価基本通達6項(例外規定)の運用を行いたい」とするコメントが公表されています。財産評価基本通達6項は行き過ぎた節税を抑えるための規定であると言われています。しかしながら、どのような基準で適用されるのか明確なルールはありません。相続対策のマンション投資は全て財産評価基本通達6項が適用されるのかというとそんなことはないと思います。

しかし、今回の判例は、高齢でしかも借入金付きで2棟のマンションを購入していること、そして死亡後すぐに相続人らが2棟のうち1棟を高額で売却していることなどの行為に国税当局は注目したのかも知れません。いずれにしろ、その取得の時期や目的、使用状況などを勘案して、著しい節税をねらったものかが総合的に判断されます。

相続税に関わる人は増えています。2020年に亡くなった約137万人のうち、財産が相続税の課税対象となったのは約12万人(課税割合8.8%)で10年前と比べて倍増しています。今後の相続申告について、あまりにも取得価格や不動産鑑定評価額と路線価評価に乖離がある場合は注意が必要かもしれません。

相続対策を不動産でとお考えの方はバランス感覚を大切に、専門家にご相談ください。

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人

TEL 06-6868-1069 (担当：座間)

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、
企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

準拠法について意見が対立することが多くあります。このような場合、最終的には、当事者間の優位性次第で準拠法が決まりますが、仮に日本法準拠とならなかったとしても、重要事項について契約書上正当をしておくことにより、他国法準拠によるリスクを軽減することが可能です。

さらに、物品の売買の場合、国際物品売買契約に関する国連条約(CISG)の適用に留意が必要です。CISGとは、当事者の営業所が異なる国にあり、その双方国がCISGの加盟国である場合に適用される条約であり、その規定は日本民法とは異なる部分があります。そのため、準拠法が日本法である場合には、契約書上CISGの適用排除を明記すべきです。

・紛争解決

さらに、紛争解決機関・解決地についても準拠法と同様、当事者間で自国とすべきとの綱引きが行われることが多いですが、折衷案として、それぞれ訴えられる相手方国の紛争解決機関にする、第三国の紛争解決機関とする等が考えられます。

【個別契約の注意点…売買契約】

・支払条件

海外取引の支払条件には主に、①前払い、②信用状(L/C) 付荷為替手形取引、③信用状なし荷為替手形取引…D/P(輸入者が為替手形を決済しなければ船積書類を受け取りできない)・D/A(輸入者は呈示された手形を引き受け、手形期日に決済することを条件に、船積書類の受け取りができる)、④後払いがあり、①から④の順に売主の代金回収リスクが高くなります。海外企業が相手の場合、未払い代金の回収等には時間と費用を要するため、より慎重に支払条件を選択する必要があります。

さらに、昨今の急激な為替変動に備え、外貨建ての価格設定の場合には、契約時を基準として為替レ

トが一定の割合以上変動した場合には、価格を調整できる条項を定めておくことも考えられます。

・貿易条件

国際間取引では、売主買主間の危険の移転時点や、運賃や保険料の負担等について取り決めが重要です。国際商業会議所が制定した貿易取引条件とその解釈に関する国際規則 INCOTERMS (インコタームズ) を用いて条件を定めることが多いです。

・PL 責任と保険

製造業者等がPL 訴訟によるリスクを軽減させる方策として、被害者からPL 訴訟を提起された場合の損失等を買主に転嫁する条項や、売主による保証を制限する条項があります。しかし、これらの条項は当事者間では有効でも、被害者には対抗できないため、適切なPL 保険の付保が重要です。

【個別契約の注意点…販売代理店契約】

・Distributor と Agent

国際間の販売代理店契約においては、カタカナ語・外国語の持つニュアンスで誤解が生じやすく、まずは以下の Agent 型と Distributor 型のいずれを選択するかを検討することになります。

Distributor は、供給者から商品を購入し、別途、客先と売買契約を締結して商品を客先に販売します。Distributor 自身で価格等を自由に設定し、利益も Distributor に帰属する一方、在庫や客先からの代金回収リスクも Distributor に帰属します。

一方、Agent は供給者本人の代理人に過ぎず、供給者のために商品を販売するに過ぎません。つまり、客先との売買契約は供給者と客先との間で成立します。Agent が商品の購入在庫を持つことなく、供給者から手数料を受け取るのみです。

・独占的販売権の付与と最低購入量
販売代理店の立場では、無条件での独占販売権を得るのが望ましいでしょう。

一方、供給者の立場からすれば、代理店に独占販売権を与えたにも拘らず、思うように販売量が伸びない場合に備え、独占関係から離脱できる手当をしておくことが肝要です。例えば、最低購入量を定め、これが達成できない場合には、契約を解除できる、または、独占契約から非独占契約に転換できるようにしておきます。当初の契約期間を短く設定し、短いスパンで独占関係の見直しを可能にする方法もあります。

・各国の代理店保護制度と競争法

日本法準拠であっても、販売先国の法令(代理店保護法や競争法等)が強制適用される場合があります。現地法令を調査した上で、契約を締結することが重要です。また中東諸国では、販売代理店保護が厚い場合が多く、いったん代理店を選任すると別の代理店への変更が困難となるため、代理店選定の段階から慎重な検討が必要です。

このように、海外取引では、様々な観点からの検討が必要です。いつでもご相談下さい。(watanabe@umegae.gr.jp)。

改正法

成年年齢が引き下げになりました
20歳から18歳へ



弁護士
松嶋 依子

1 いつから？ 法律の施行日

令和2年4月1日より、成年年齢の引き下げを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられました。

2 なぜ？ 改正の趣旨

旧来から、我が国の成年年齢は、20歳とされてきましたが、近年、憲法改正の国民投票の投票年齢や公職選挙法の選挙権年齢等が18歳と定められる等、18、19歳の人にも政治参加を認めるような政策が採られてきました。このような流れから、

市民生活の基本ルールの民法において、18歳以上を大人（成人）として扱うべきではと議論され、今回の改正に至りました。なお、世界的にも成人年齢は18歳とされているのが主流です。

3 何が変わるの？ 効果

今回の改正は、「民法」で定める成年年齢を引き下げるものですが、成年年齢を定めることには2つの意味があります。今回の改正で新たに成人として扱われることになった18、19歳の人への影響を見ていきましょう。

① 単独で（一人で）有効な契約をすることができる年齢

② 父母の親権に服さなくなる年齢

（1）①について 契約の場面

未成年者が契約を行う場合、原則、法定代理人（親権者等）の同意が必要となり、同意のない契約は取消すことが可能です（民法第5条）。

従来は成年年齢が18歳とされており、18、19歳の人が契約を行う場合、原則、親権者等の同意が必要（同意のない契約は取り消し可能）とされてきました。

今般の法改正で、18歳が成年年齢とされ、18、19歳の人は、親権者等の同意なく契約行為ができることとなりました。

ですので、これからは、例えば、18、19歳の人は、親権者の同意なく、一人暮らしのためにアパートを借りるための賃貸借契約を締結することが可能です。

（2）②について 親権

民法では、親権者（父、母）は、未成年者の監護及び教育並びに財産管理の権限、義務があります（民法第820条及び同第824条）。また、親権者は、身上監護を行うために、未成年者の居所指定（同第821条）、懲戒（同第822条）及び職業許可（同第823条）を行う権限を有します。成年年齢が18歳とされたことで、今後は、18、

ています。

2 令和2年度改正について

そもそも、個人情報保護法は、主に民間分野を対象とする法律で、「個人情報取扱事業者」が個人情報を取り扱う際の義務等を定めています。この法律は、平成15年に制定され、近時の情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化を踏まえて、平成27年に全面改正されました。その際に、時代に対応した個人情報保護法を設けるために、施行後3年ごとの見直し規定が設けられました。

そして、この3年ごとの見直し規定に基づき、個人情報保護委員会のヒアリングを行った結果、個人の自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス等の観点から、令和2年度改正が行われることになりました。

令和2年度改正の概要としては、①漏えい等発生時の国への報告及び本人への通知の義務化、②不適正な方法による個人情報の利用禁止、③提供先で個人データとなる個人情報関連情報の規制、④オプトアウトによる第三者提供の規制の追加、⑤仮名加工情報の創設、⑥本人からの開示請求等の範囲等の拡大、⑦罰則の強化等が挙げられます。

令和2年度改正の施行日は、一部を除き令和4年4月1日となっております。この改正により、個人情報取扱事業者は、個人情報保護規程やプライバシーポリシー等の改訂や見直しが求められています。例えば、令和2年度改正に伴い施行令も改正され、個人情報取扱事業者が講じるべき安全管理措置が、本人に周知するべき事項に追加されました。そのため、個人情報取扱事業者は、自らが講じるべき安全管理措置をプライバシーポリシーなどに追記する必要があります。

また、この改正により、個人情報取扱事業者は、一定の個人データの漏えい等が発生した場合には、

19歳の人は、父母の親権に服さないこととなり、例えば、これからは、法律的には、18、19歳の人は、自分の住む場所や進路について、自分の意思で決めることができます。

（3）それ以外で変わる点

今回の改正は、「民法」における成年年齢の引き下げですが、民法以外の法律でも、民法における成年年齢を基準年齢としているものについては、今般の改正による影響で、各種行為の可能な年齢は18歳以上となります。

【例】 法定代理人の署名なしでのパスポートの申請、各種国家資格に基づいて就業すること等

（4）民法以外の法律が定める20歳未満の規制ルールへの影響

今回の改正の内容は、「民法」で定める成年年齢の引き下げですので、民法以外の法律における20歳未満の規制ルールには影響はありません。

【例】 飲酒、喫煙、成人式、競馬・競輪等

4 気を付けるべきことは？ 留意点

3（1）で述べたとおり、これからは、18、19歳の人は、単独で契約行為が可能ですが、裏を返せば、未成年者取消権がなくなり、後で契約を取り消すことができなくなりますので、18、19歳の人が無用な消費者トラブルに遭わないように、家庭、社会における法ルールの教育の充実を図る必要があります。

5 養育費への影響は？ 支払義務の範囲

成年年齢の引き下げは、養育費（離婚して子どもと別居して監護者にならない親が、監護者となる親に対して支払う子の監護費用）の支払義務に影響はあるのでしょうか。

まず、父母が離婚した場合の子の養育費の支払期間は子が18歳に達したときまでとなるのかどうか問題となりますが、この点、家庭裁判所の実務では、子の経済的自立度や両親の経済状況等個別事情で決することとなり、必ずしも、養育費の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられました。そのため、個人情報取扱事業者は、漏えい等の事案が発生した場合におけるフローを見直すことが求められています。

3 令和3年度改正について

また、従来、我が国では、個人情報保護法とは別に、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が存在していました。また、地方公共団体では、それぞれが独自で個人情報保護条例を制定していました。その結果、制度の縦割りに起因する不均衡や不整合が様々な場面で顕在化し、データの利活用に支障をきたすとともに、独立規制機関である個人情報保護委員会の監視監督が公的部分に及ばないため、制度に対する国際的な信頼性の確保という課題が指摘されていました。この度、2021年9月1日にデジタル庁が創設され、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく観点及び上記指摘事項を解消する観点等から、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の法律が一本化され、全体の所管が個人情報保護委員会となる令和3年度改正が行われました。

令和3年度の改正については、2段階に分かれており、1段階目は、①行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法との一元化、②学術研究に係る適用除外規定の見直しがあり、2段階目は、③各地方公共団体の個人情報保護条例の一元化が挙げられています。なお、令和3年度の1段階目の施行日は、一部を除き令和4年4月1日、2段階目の施行日は、一部を除き令和5年5月1日となっております。

4 まとめ

個人情報保護法に関しては、今後も時代の変化に対応するように改正されることが予想されます。個人情報の保護に対する意識が高まる中、個人情



弁護士
久井 大輝

令和2年度及び令和3年度の個人情報保護法の改正

1 はじめに

近年、デジタル社会の急速な進展の中で、「個人情報」の利活用とともに個人情報保護を保護することが必要不可欠なものになっていきます。そして、デジタル社会が進むにつれて、不正アクセスによる漏えい事件や、「リクナビ」を運営する株式会社リクナビが、就活生本人からの同意なく内定辞退率を会社に提供するサービスをやっていたといういわゆる「リクナビ問題」のような本来想定していなかった事象も発生しています。このような事象の発生が、個人情報保護法改正の契機となっ

報取扱事業者においては、適切に個人情報保護を確保しつつ、個人情報の利活用を図ることが求められる時代であると思います。これからも個人情報保護法の改正については、注視することが必要です。

公益通報者保護法が改正されました 改正法において事業者に求められること



弁護士
氏家 真紀子

1 公益通報者保護法は、一定の要件を満たす公益通報を行った従業員等が、通報したことを理由に不利益な取り扱いを受けることがないよう、通報者を保護すること、公益通報制度によって事業者による自浄作用を促すこと等を目的として、2006年に施行されました。

しかし、その施行後も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず、中には事業者の通報制度が機能していなかった事例も見受けられたことから、通報者の保護と公益通報制度の整備を義務付けることにより、公益通報制度の実効性を確保することを主な目的として、公益通報者保護法が改正され、2022年6月1日から改正法が施行されることとなりました。

2 改正法においては、事業者に対し、①内部公益通報対応業務（内部公益通報を受け、通報対象事実を調査し、その是正に必要な措置をとる業務）

に従事する者を定めること、②その他、内部公益通報に並び、適切に対応するために必要な体制の整備等を行うこと（以下①、②を「体制整備義務」といいます）が義務付けられることとなりました（なお、常時使用する労働者の数が300人以下の

事業者については努力義務とされています）。そして、かかる義務については、実効性を確保するため、報告徴求、助言、指導、勧告のほか、勧告に従わなかった場合の公表措置といった行政措置が設けられたほか、①に従事者として指定された者は、業務に関して知り得た、通報者を特定させる事項を漏らしてはならないとの守秘義務が課され、これに違反した場合は罰金の対象となるため、注意が必要です。

3 上記①、②の具体的な内容は、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（以下「指針」）において法定されており、事業者は、事業者の規模、組織形態、業態、法令違反行為が発生する可能性の程度、ステークホルダーの多寡、労働者等及び役員や退職者の内部公益通報対応体制の活用状況、その時々における社会背景等の諸要素を踏まえ、指針に沿った対応をとるためにどのような取組等が必要であるかを主體的に検討し、内部公益通報対応体制を整備・運用することが必要とされています。

そして、この検討を後押しするため、「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）」の解説（以下「指針解説」）が消費者庁から公表されています。

4 したがいまして、体制整備義務が課される各企業におきましては、内部公益通報制度が設けられていない場合には改正法や指針、指針解説に従って制度を構築の上、内部規程を策定し、既に規程

が設けられている場合も、当該規程が改正法や指針の内容を満たすものとなっているのかを検証し、必要に応じて内部規程を変更する必要があります。

例えば、指針においては、内部公益通報対応業務を行う者で、かつ通報者を特定させる事項を伝達される者を従事者として、書面による指定等により定めること、内部公益通報窓口において受け付ける内部公益通報にかかる対応業務に関して、組織の長その他の幹部からの独立性の確保に関する措置をとること、労働者や役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には適切な救済・回復の措置をとることなどが求められ、また、指針において求められる事項については、内部規程において定め、内部規程の定めに従って運用を行うこととされていますので、かかる観点等を踏まえて、内部規程の検証・修正を行うことが必要となります。

5 弊所では、改正法を踏まえた内部公益通報制度に関する規程の策定・修正などにも対応させていただいております。上記でご説明させていただいたのは、あくまでも指針の内容の一部となりますので、具体的に規程の策定・修正などを実施される際は、是非ご相談ください。

改正法においては、その他、通報者の保護拡大のための改正や、行政機関や報道機関等への通報をより行いやすくするための改正なども行われておりますが、今回は事業者の皆様への影響が大きな体制整備義務に関し、ご紹介させていただきます。

令和3年民法等改正について



弁護士
才木 晴幹

1 はじめに

いわゆる所有者不明土地（登記簿から現在の所有者が判明しない又は判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地）の解消のための方策の一環として、令和3年、民法及び不動産登記法の一部が改正され、併せて、相続により取得した土地を国に帰属させる（手放す）制度が創設されたので、ご紹介します。

2 民法改正の概要

令和3年の民法改正の概要は以下のとおりです。
(1) 財産管理制度の見直し（令和5年4月1日施行）

財産管理制度として、旧法の不在者財産管理制度に加え、所有者不明土地（建物）管理制度及び管理不全土地（建物）管理制度が創設されました。現行の不在者財産管理制度が不在者の財産全般を管理する制度であり、事務作業の負担が大きいのに対し、新設された制度は、管理人が、所有者不明土地（建物）及び管理不全土地（建物）のみを管理する制度である点が特徴です。管理人は、裁判所の許可を得て、所有者不明土地等を管理処分する権限を持ちます。

(2) 共有制度の見直し（令和5年4月1日施行）
旧法では、各共有者は、他の共有者全員の同意

がなければ共有物に「変更」を加えることができないとされていましたが、共有者の一部が不明又は所在不明である場合、同意を得ることが困難であり、共有物の利活用の障害となっていました。そこで、改正法では、「変更」行為のうち、共有物の形状又は効用に著しい変更を伴わないもの（軽微変更）については、持分価格の過半数で行うことができることとされました。

また、共有関係の解消の方法として、共有者が裁判所の決定により、所在等不明共有者の持分を取得することができる制度（所在等不明共有者の持分取得制度）や、共有者の中に所在等不明共有者がいる場合、他の共有者が裁判所の決定を得て、共有持分全部を第三者に譲渡することができる制度（所在等不明共有者の持分譲渡制度）も新たに設けられました。

このほかにも、共有制度については種々の改正が行われました。

(3) 相続関係規定の見直し（令和5年4月1日施行）

相続関係規定の見直しとして、隣地使用権の見直し、越境した枝の切除に関する規程の見直し、ライフライン設置権の創設が行われました。隣地使用権及びライフライン使用権については旧法下でも認められていましたが、今回の改正によって、隣地を使用できる場合、条件が明確化されました。

(4) 相続制度の見直し（令和6年4月1日施行）
今回の改正では、相続制度についても様々な改正が行われましたが、中でも重要なのが、遺産分割に関する規定の見直しです。具体的には、相続開始から10年を経過すると、例外事由がある場合を除き、特別受益や寄与分の主張ができないこととされました。これにより、相続開始から10年経過後の遺産分割は、原則として法定相続分による

こととなります。この改正は、施行日以前に発生した相続にも適用されます。

3 相続登記の義務化（令和6年4月1日施行）

不動産登記法の改正により、相続又は遺贈（遺言により遺産の一部又は全部を譲ることをいいます。）により不動産を取得した場合、相続（又は遺贈）登記を申請することが義務化されました。具体的には、相続等による不動産取得の事実を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要がある、違反した場合には過料（行政罰）が課される可能性があります。これは、令和6年4月1日以前に発生した相続にも適用されますので、例えば、農地や山林などを相続したが、相続登記はまだという方は、対応が必要となりますので注意が必要です。

このほか、登記名義人の住所変更や氏名変更についても登記申請が義務化されました。

4 相続した土地を国庫の帰属させる制度（相続土地国庫帰属制度、令和5年4月27日施行）

相続土地国庫帰属法が制定され、国に申請し、一定の土地管理費相当額を納付することにより、相続により取得した土地を国庫に帰属させることが可能となります。申請できる土地には、他人の権利（抵当権等）の目的となっていないこと、崖地など危険な土地でないことなどの制限があるため、全ての土地が対象とはなりません。相続してしまっただが、遠方にあり管理ができない山林などについては、国庫に帰属させることでその負担から解放される可能性がありますので、このような土地の管理に困っているという方はご相談ください。

スタートアップとの事業連携及び スタートアップへの出資に関する指針」について



弁護士
戀田 剛

1 スタートアップに関する指針の改定

本年の「轍」新年号で、我が国の国際競争力を向上させる「オープンイノベーション」の一環として、有益な技術を有するスタートアップ企業と大企業の連携が重要視される一方、キャッシュフローや知財／法務部門で劣るスタートアップが連携事業者の利益に偏重した契約内容を受け入れてしまうといった問題意識から、公正取引委員会と経済産業省が、昨年3月、「スタートアップとの事業連携に関する指針」（以下「旧指針」といいます。）を策定したことをご紹介しました。

その続報となりますが、事業連携の場面に加え、スタートアップへの出資に係る取引慣行も踏まえて旧指針を改正し、新たに「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」（以下「本指針」といいます。）が策定されましたので、ご紹介します。

2 出資契約に係る問題

旧指針では、事業連携の際に締結されるNDA、POC契約、共同研究契約、ライセンス契約において、連携事業者が交渉力で劣るスタートアップに対して不利益な条項を押し付けることが、独禁法の禁止する優越的地位の濫用等に該当するおそれがあることが等が解説されていました。本指針では、新たに出資契約において生じる問題事例やその解決の方向性等が追加で示されており、スタートアップと連携事業者・出資者の双方において、公平で継続的な関係を基礎としたオープンイノベーションが促進されることが期待されています。

（1）本指針では出資契約独自の問題として、株式買取請求権に関する指摘があります。そもそも出資契約とは、出資者が、出資して株式を取得するにあたっての条件（譲渡価額、株式

の種類、表明保証、損害賠償責任）等を、出資先である発行会社や代表者に約束させて、法律が定める株主の権利以上の権利を出資者が得られるようにするために締結されるものです。そして、出資契約における株式買取請求権とは、発行会社において出資金の目的外使用等の契約違反行為が生じた場合に、出資者が保有する発行会社の株式を、発行会社等に対して買い取るように請求できる権利をいいます。

（2）本指針では、まず、以下の事例のような、株式買取請求権を背景とした不利益な要請、著しく高額な価額での買い取り請求が可能な買取請求権の設定、及び、行使条件を充たさない買取請求権の行使が、独禁法の禁止する優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがあることが指摘されています。

【問題事例】
◆発行会社であるA社は、事業を順調に進めており、出資者と定めた事業計画上の目標を達成していたにもかかわらず、出資者から、知的財産権を無償で譲渡するように求められ、それに応じない場合には株式の買取請求権を行使すると示唆されたため、その知的財産権を譲渡した。

◆発行会社であるB社は、出資者から、B社が数年後に出資額よりも著しく高額な価額で必ず株式を買い戻さなければならぬという条件を受け入れさせられた。

◆発行会社であるC社は、製品をより低価格で販売できるよう、機材調達の方法を変更した。この変更は、事業計画の重大な変更に当たらず、株式の買取請求権の行使条件を満たしていなかったが、出資者から、株式の一部について一方的に買取請求権を行使された。

前記のとおり、確かに株式買取請求権は、発行会社が契約違反した際の責任追及の手段として規定されるものではありませんが、本指針では、株式の買取りを強いられる発行会社は多額の負担を強いられ、かつ、他の出資者に与える影響も大きいことから、出資者は買取請求権を濫用してはならないとされています。

その上で、出資者とスタートアップ側の間で十分な協議を行い、株式買取請求権の行使条件については、重大な表明保証違反や重大な契約違反があった場合に明確に限定すべきであり、また、出資者が行使を示唆して不当な圧力をかけることも阻止するべきこととされています。

なお、本指針は、どのような契約違反等の場合に、株式買取請求権を行使することが正当といえるかについて、以下のように例示しており参考になります。

- 「表明保証違反」
- ・ 知的財産権など企業の競争優位性に関する事項の虚偽表明
- ・ 粉飾決算（多額の架空売上の計上、債務の隠蔽等）
- ・ 反社会的勢力との関係が明らかとなった場合

「重大な契約違反」

- ・ 投資資金の資金使途以外での使用（目的以外の事業への流用、他社への投融資、創業株主らによる私的利用等）
- ・ 事前承認事項への違反（大量の新株発行や重要な事業の譲渡等株式の価値に重大な影響を与える事項）
- ・ 重大な法令違反が生じた場合

（3）また、本指針は、スタートアップの経営株主の個人に対する株式買取請求権の問題についても指摘しています。これは、以下の事例のように、出資者から、（発行会社に対してではなく）経営株主等の個人に対する株式買取請求を可能としている場合です。

【問題事例】

◆発行会社であるD社は、D社が出資者の同意なしに事業を進めた場合には、出資者が創業者に対して株式の買取請求権を行使できるという条件を一方的に設定された。

このような経営株主個人に対する株式買取請求を可能とする条項は、会社の行為を経営者の行為と同一視する傾向や、経営者個人に対し会社との連帯

責任を求める従前の商慣行に由来したものとされます。しかしながら、本指針の調査によれば、こと出資契約において発行会社と経営株主の連帯責任を求めることは国際的に他にあまり例が無いようであり、近年スタートアップのグローバル展開が指向される中、海外の投資家の呼び込み等も課題となっていることからすれば、上記のような条項は適切でないといえます。近

時は、「経営者保証に関するガイドライン」が「法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めない」という考え方を示し、融資慣行としてもこのような考え方が徐々に浸透・定着していることを踏まえれば、そもそも会社と経営者個人の連帯責任を求める商慣行自体が失われつつあるともいえます。

しかしながら、上記の事例のような条件を付されると、スタートアップの創業者としては、個人的に株式の買取りを強いられるおそれがあるため、出資者から出資を受けて起業しようとするインセンティブが阻害されます。そのため、スタートアップの起業意欲を向上させ、オープンイノベーションや雇用を促進していく観点からは、出資契約に株式買取請求権を定める場合で

も、その請求の対象から経営株主等の個人を除いていくことが望ましいとされています。

もともと、本指針でも、株式の買取りを請求できるのが発行会社に限られるとした場合、発行会社による自己株式取得を確保するための減資手続等に経営者を協力させる義務の設定や、会社に損害を与えたことが明確な経営株主に対する責任追及のあり方等については、実務上の整理は進めていく必要があると言及されています。

3 まとめ

以上が本指針の大まかなご紹介であり、我が国の国際競争力向上のためには、価値のある技術を有するスタートアップの利益保護を図りオープンイノベーションを促進する必要があるという方向性があらためて確認されました。弊所では、このような昨今の潮流を踏まえて、ベンチャー企業・中小企業を主な対象とした知的財産保護に係るウェビナーを継続して実施しておりますので、ご関心がおありの方は是非ともご参加ください。



海外進出における知的財産権



弁護士
犬飼 一博

1 海外における知的財産権保護の重要性

企業において、技術と経済の国際化が謳われる昨今では、海外進出はもはや当たり前の選択肢の一つとなっています。海外進出と一口に言っても、製品を輸出するという典型的なもののほか、製造拠点を海外に移転する、既存事業ではなく新規事業を海外で展開するなど、企業によって様々な命題・目的を持って海外進出を検討していることと思います。

そのような企業の海外進出は、新たなビジネスチャンスを生み出す一方、適切に知的財産権の保護を図りながら検討を進めないと、海外進出自体が頓挫することも十分に考えられます。

とある新製品を開発したA社は、当該新製品に関して、日本で特許出願を行い、特許権を取得しました。日本での売れ行きが好調であったため、A社は更に売り上げを伸ばすべく、B国へ海外進出を行うこととなりました。海外でも、A社の製品は大人気で、順調に売上を伸ばしていましたが、ある時期からA社の製品よりも安価な模倣品が大量に出回っていることが判明しました。A社は、日本で特許権を取得しているため、安心していたのですが、B国では特に特許権を取得していませんでした。

知的財産権は、各国ごとに独立しており、著作権を除き、日本で登録した知的財産権は海外では何の権利も生じません。したがって、A社が日本で保有している特許権は、B国では何の意味も有さないこととなります。このことに気が付かず海外進出を行ってしまったA社は、B国での模倣品の販売の特許権に基づいて止めることができなかったため、折角のビジネスチャンスを逃す結果となってしまいました。

今回は、海外における知的財産権の保護をどのよ

うに図っていくのかご説明をさせていただきます。

2 特許権

特許を海外で出願する場合、大きく分けて、（１）直接出願という方法と（２）特許協力条約（PCT）を利用した出願（PCT出願）、の二つがあります。

（１）直接出願

直接出願とは、読んで字の如くですが、外国の各国の特許庁に対し、それぞれ特許出願を直接行う方法をいいます。その際、各国の出願様式や言語、出願方法に従って書類を準備し、提出する必要があります。

（２）PCT出願

前記のような直接出願を行う場合、各国に直接出願をしなければならない以上、権利保護を図ることを希望する先の国が多くなればなるほど手続きが煩雑となり、また、出願コストも膨大なものとなります。また、先願主義（最初に特許出願を行った者に特許権を与える制度のことをいいます。）のもと、発明は一日でも早く出願を行うことが重要です。しかしながら、各国に同日に複数の言語で出願を行うということは事実上不可能であると言わざるを得ません。

PCT出願とは、このような煩雑さ、非効率さを改善するために設けられた国際的な特許出願制度です。PCT出願では、国際的に統一された出願願書をPCT加盟国（2022年5月時点の加盟国は156か国）である自国の特許庁に対して特許庁が定めた言語（日本国特許庁の場合は日本語又は英語となります。）で作成し、1通だけ提出すれば、その時点で有効なすべてのPCT加盟国に対して「国内出願」を行うことと同じ扱いを得ることができます。これによって、PCT出願を行った国際出願日が、

それらすべての国においての「国内出願」の出願日となります。

PCT出願を行った後、出願人は、PCT加盟国の中から特許を取得する国を自ら選定し、PCT国際出願日から原則30カ月以内に、各国の特許庁での審査に移行する手続きを行うこととなります。この30カ月の猶予があることで、出願人は、海外での市場性を調査し、どの国で特許取得を希望するかを厳選し、各国の審査移行に必要な書類を準備することが可能となります。

3 商標権

企業のブランド保護に必要不可欠なものとして、商標権というものがあります。商標とは、自社の製品やサービスを指し示すマークのことをいうところ、海外進出を行うにあたっては、商標が有するブランド力を有効活用することが、重要なファクターとなります。

商標についても、特許同様、各国に直接出願する方法があります。しかしながら、商標は、特許とは異なり、その国で登録されていなければ第三者であっても登録が可能であり、他社に登録されてしまうと思わぬ形で海外進出が阻害されることがあります。

そこで、商標においても、特許のPCT出願のように「マドプロ出願」というものがあります。マドプロ出願とは、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録のことで、スイス国ジュネーブのWIPO（世界知的所有権機関）が国際事務局として管理しています。日本は、1999年3月14日に加盟したことにより、各国で異なる手続や言語を経由しなくとも、国際事務局に国際登録をすることによって、加盟国に保護を求めることができるようになりました。また、従来は各国別々の更新日管理をしなければならなかったものが、国際登録の更新管理などを通じて一括管理が可能となります。なお、2022年5月現在、100か国以上が加盟しています。

もっとも、国際登録されたことをもって、直ちにすべての加盟国で保護が約束されるわけではなく、指定した各国において、それぞれの法律に基づいて保護できるかどうかの審査が行われることとなります。

マドプロ出願を利用することで、大幅な経費削減

が図れるほか、出願書類の作成も容易となり、簡易に各国への出願が可能となります。

4 著作権

これまで説明した特許や商標は、各国での登録手続が必要でしたが、一方で著作物の保護については、条約にて保護が図られています。「万国著作権条約」「WIPO著作権条約」「実演家等保護条約」など色々な条約がありますが、基本となる条約は「ベルヌ条約」というものになります。

ベルヌ条約においては、申請や審査などの手続を一切必要とせず、著作物が創作された時点で著作権が自動的に付与される「無方式主義」が採用されているため、著作権は「創作された時点」で自動的に発生することとなります。したがって、日本国内で創作された著作物について、条約の加盟国であれば、特段の手続なく自動的に当該加盟国で保護を受けることとなります。この点が特許や商標の保護とは異なる点です。なお、2021年3月時点で179か国が加盟しています。

5 おわりに

以上のとおり、企業が海外進出を行うにあたっては、知的財産権の保護の検討は必要不可欠となります。今回は紙幅の都合上、特許、商標及び著作権について簡単にご説明しましたが、それ以外にも意匠や実用新案もあります。また、今回説明した海外での知的財産権登録に向けた手続を実際に進めていくにあたっては、出願方法等各国によって手続等が異なる場合があります。さらに、例えば、各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする特許審査ハイウェイ（PPH）という制度を利用して外国での登録を目指すなど、様々な制度を駆使してより早期かつ確実に権利化を図るということも考えられます。

当事務所では、提携する弁理士事務所が複数ありますので、海外での知的財産権の保護につきましても、弁理士と連携してご対応させていただくことが可能となります。今後、海外進出をお考えの際は、ぜひお気軽にご相談ください。

交通事故による車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、同一事故で身体傷害を理由とする損害が生じている場合でも、被害者が当該車両の損傷を理由とする損害の発生を知った時から進行するとされた事例



弁護士 有本喜英

最高裁令和3年11月2日判決

1. 事案の概要

平成27年2月26日、X運転車両及びY運転車両間の車両同士の交通事故が発生し、Xの車両は本件事故により損傷しました。さらに、当該事故により、Xは頸椎捻挫等の傷害を負い、通院による治療を受け、その後、平成27年8月25日に症状固定の診断がなされました。Xは、平成30年8月14日、Yに対し、不法行為に基づき、本件事故によりXに生じた身体傷害及び車両損傷に基づく損害について、損害賠償を求め訴訟を提起しました。

当該訴訟において、Yは、車両の損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、本件訴訟の提起前に民法所定の3年の消滅時効が完成していると主張し、これを援用しました。

本件では、同一の事故で「人損」と「物損」が発生した場合に、「物損」だけ先に時効が完成するのかが問題となりました。

2. 前提その1：物損と人損とは？

交通事故により、車両の損傷と生命身体の被害が同時に生じることがありますが、物の損傷を理由とする損害については「物損」、生命身体の被害を理由とする損害については「人損」と言われます。本件で問題となったのは、同一事故で「物損」と「人損」の両方が発生した場合に、「物損」と「人損」について別個に時効が完成するかという点ですが、まずは、「物損」と「人損」についてご説明します。

まず、「物損」とは、物の損傷から生じる損害です。例えば、壊れてしまった車両の修理費用や、事故時着用しており壊れてしまった腕時計の弁償などがこれにあたります。また、他には、車両の修理期間中の代車費用等も「物損」に含まれます。

次に、「人損」とは、身体の傷害から生じる損害です。これには、治療費や、被害者の方が亡くなった場合の葬儀費用の他に、被害者の方が亡くなった場合や後遺

症が残った場合の将来得られたであろう収入（逸失利益といいます。）、傷害や死亡による慰謝料が含まれます。また、怪我により働けなかった期間の休業損害についても「人損」となります。

3. 前提その2：時効とは？

次に、本件では不法行為に基づく損害賠償請求権の時効期間が問題となっていますので、時効期間について簡単にご説明します。

不法行為の被害者は加害者に対して、いつまでも不法行為に基づく損害賠償請求をすることはできず、所定の期間経過後は、時効を援用されると請求ができなくなります。

この時効期間について、「物損」について被害者及びその代理人が加害者及び損害の内容を把握してから3年、または、被害にあった時から20年、いずれかの期間の経過により時効が完成するとされています（民法724条）。一方、「人損」については、生命・身体に対する被害の重大性に鑑み、被害者及びその代理人が加害者及び損害の内容を把握してから5年（改正前民法が適用される場面では3年）、または、被害にあった時から20年、いずれかの期間の経過により時効が完成するとされています（民法724条の2）。

さらに、「人損」に関し、どの時点を「被害者が加害者及び損害の内容を把握した時点」とするかについては、さらなる配慮に基づく解釈がなされています。特に、事故により後遺症が生じている場合には、事故による怪我の治療を続けている間は、治療等にどれほどの時間を要するか分からず、損害を確定することができません。このような場合には、これ以上症状が良くも悪くもならないという「症状固定」の日が、「被害者が損害の内容を把握した時点」となるとされています。すなわち、「症状固定」の日の翌日から5年の時効期間のカウントが始まります。なお、後遺症が生じていない場合の「被害者が損害の内容を把握」できた時点をどのように考えるかについては、事故日とする見解と治

療が終了した日とする見解があり、裁判例においてもどちらの見解に立つものもあります。

つまり、おおまかに言えば、多くの場合、「被害者が加害者及び損害を把握した時点」を起算点とする時効の期間は、「物損」については事故日の翌日から3年、「人損」については症状固定日（後遺症が存在しない場合においては事故日ないし治療終了日）の翌日から5年となります。一方、被害にあった時点を起算点とする時効の期間は、「物損」「人損」とともに20年で両者に違いはありません。

4. 本件の争点

以上のように、「物損」と「人損」では、時効の起算点となる具体的時点の考え方や、時効完成までの期間が異なります。しかし、同一の交通事故で「物損」と「人損」の両方が生じた場合、「物損」と「人損」とで別々の時期に時効が完成するのか、あるいは、同一事故の場合には「物損」「人損」に共通する1つの時効完成時期となるのかには争いがありました。本件では、いずれの考え方をとるかにより、「人損」のみ損害賠償が認められるのか、「人損」と「物損」の両方で損害賠償が認められるのか、結果が異なる事例であったため、上記いずれの考え方をとるのがクローズアップされた事案です。

5. 判旨

(1) 争点に関する判断

上記の争点について、原審では、「被害者が損害全体について損害賠償が可能な程度に知ったときと解するのが相当であり、本件事故に関しては被控訴人（＝被害者）が症状固定と診断された日である（下線部は著者にて記載）」と判断されていましたが、最高裁判所は、「交通事故の被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、同一の交通事故により同一の被害者に身体傷害を理由とする損害が生じた場合であっても、被害者が、加害者に加え、上記車両損傷を理由とする損害を知った時から進行するものと解するのが相当である」と判断しました。また、その理由として下記のように判示しています。

「なぜなら、車両損傷を理由とする損害と身体傷害を理由とする損害とは、これらが同一の交通事故により同一の被害者に生じたものであっても、被侵害利益を異にするものであり、車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、身体傷害を理由とする不

法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる請求権であると解されるのであって、そうである以上、上記各損害賠償請求権の短期消滅時効の起算点は、請求権ごとに各別に判断されるべきものであるからである。」

(2) 本件へのあてはめ

以上のとおり、最高裁判所は「物損」と「人損」について別個に時効期間が進行する旨判示し、本件については下記のような判断を行っています。

「これを本件についてみると、前記事実関係等によれば、被上告人（＝被害者）は、本件事故の日に少なくとも弁護士費用に係る損害を除く本件車両損傷を理由とする損害を知ったものと認められ、遅くとも平成27年8月13日までに本件事故の加害者を知ったものであるから、本件訴訟提起時には、被上告人の上告人に対する不法行為に基づく上記損害の賠償請求権の短期消滅時効が完成していたことが明らかである」。

このように、裁判所は、「物損」について短期の時効が完成していることから、Yによる時効の援用により「物損」に関する損害賠償請求はできない旨判断しています。

6. 実務的な観点から

上記のとおり、裁判所は、同一事故で発生した「物損」と「人損」の時効について、別個に時効期間が進行すると判示し、その根拠として、「物損」による損害賠償請求権と、「人損」による損害賠償請求権は、侵害を受けた権利が異なることから、同一の事故により生じたとしても別個の請求権となることを挙げています。

本判決に従うと、物の損傷による損害は通常、事故当日には把握することができる一方で、前述のとおり後遺障害がある傷害については症状固定日まで損害の内容を把握することができないことから、「物損」と「人損」で時効の起算点にズレが生じることとなります。「人損」については短期の時効期間は5年とされていますが、「物損」については短期の時効期間は3年とされていますので、5年の期間があるものと考えて相手方への請求等を先送りに行っていると、「物損」については先に時効が完成してしまいます。

特に、事故により重い傷害を負った場合には、後遺症の症状固定までに時間を要し、早い段階で相手方に請求を行うことが難しいことも考えられますが、「物損」について時効が完成してしまうことがないよう、早期に弁護士等にご相談下さい。

今回は、加齢とともに多くなる血管の病気を取り上げたいと思います。

血管の働きは、血液を円滑に流し全身に栄養と酸素を行きわたらせることです。血管は大きく分けると、肉眼で見ることが出来る大きさの血管（大血管）と、それよりも細い、顕微鏡でしか見られない血管（細小血管）があります。大血管障害は心筋梗塞、脳梗塞、下肢動脈閉塞症などを発症する可能性があり、細小血管障害は主に高血糖が原因でおこる糖尿病網膜症、腎症、神経障害などを発症する可能性がありますが、今回は大血管障害のみを取り上げます。

大血管障害は主に動脈硬化症によるもので、血管内にプラーク（コレステロールなどが血管壁に沈着・蓄積したもの）ができて血管が詰まったり、血管が硬くもろくなり破れやすくなります。あたかもビニールホースが古くなると、中に垢が溜まり、劣化して硬くもろくなる

のと同じです。そして心臓の血管（冠動脈）が詰まると心筋梗塞、頸動脈や脳動脈などが詰まると脳梗塞、血管が破れると脳出血、大動脈瘤破裂などが発症します。

動脈硬化症をクリニックレベルで簡単に調べる方法として、プラークの有無を調べるための頸動脈エコー検査、血管の硬さを調べる脈波伝播速度などがあり、これらの結果から、血管年齢が推測できます。

動脈硬化症の危険因子としては、喫煙、肥満、運動不足、高血糖、高血圧、脂質異常症（とくにLDLコレステロール高値）などがあり、糖尿病、高血圧、脂質異常症などには遺伝（体質）も関係していますが、禁煙、適度な食事、運動など、自分で出来ることの実践が大切であることは言うまでもありません。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。
ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路上の鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田庸男

表紙写真撮影場所：山梨県 忍野八海からみた富士山

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp
中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp
西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
大森 剛
omori@umegae.gr.jp
越知 寛子
ochi@umegae.gr.jp
松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
森 瑛史
mori@umegae.gr.jp
日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp
柴田 大樹
shibata@umegae.gr.jp
杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp
久井 大輝
hisai@umegae.gr.jp
辻 映穂
tsuji@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp
大東 恭治
ohigashi@umegae.gr.jp
二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp
河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp
松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp
甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp
戀田 剛
koida@umegae.gr.jp
松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp
才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp
有本 喜英
arimoto@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <https://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱UFJ銀行	大阪中央支店	普通預金 0175756	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ 池田泉州銀行	堂島支店	普通預金 106036	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ ゆうちょ銀行	四一八支店	普通預金 4878695	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん